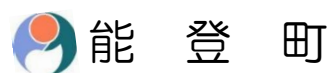


第4次能登町行政改革大綱

(令和2年度～令和7年度)

令和3年9月改訂



目 次

第1	策定にあたり	1
第2	これまでの取り組み	2
第3	現状と課題	
1	少子高齢化・人口減少に関する課題	3
2	健全な財政運営に関する課題	4
3	サービス向上に関する課題	6
第4	取り組みの方向性	
1	計画の位置付け	7
2	基本目標・基本方針	7
3	推進事項	
	基本方針1 持続可能性を確保した財政運営	9
	基本方針2 事務事業の見直し	10
	基本方針3 公共施設の総合管理	11
	基本方針4 行政サービス等の向上	12
第5	推進体制と進行管理	
1	推進体制	13
2	進行管理	14
3	実施期間	14
4	情報公開	14
第6	資料編	
	町の行政改革に関する例規	
	(1) 能登町行政改革推進委員会条例	15
	(2) 能登町行政改革推進委員会設置要綱	16
	(3) 能登町行政改革推進本部設置要綱	18

第1 策定にあたり

本町では、令和7年度までの10年間の計画期間となる能登町第2次総合計画の基本目標である「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり～人づくりが礎となる 未来への虹の架け橋づくり～」の実現に向け、様々な施策を展開しているところです。

今日の地方自治体には、人口減少、少子高齢化、高度情報化社会への対応などの課題に加え、2040年を見据えて国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととし、業務のデジタル化・広域化への対応など社会経済情勢の変化に的確に対応できる行政システムの構築が求められています。

一方、本町の財政面においては、歳入では、生産年齢人口の減少や地域経済の低迷に伴う町税収入の減少のほか、普通交付税の合併算定替期間の終了に伴う交付税額の段階的減少、歳出では、高齢化の進展により社会保障関連経費を中心とした財政負担の増加や、公共施設や道路等のインフラの更新費用が見込まれ、厳しい状況が続くことが予測される中、歳入の確保に努めるとともに、歳出においても不断の見直しを行う必要があります。

このような状況に対応するためには、職員の意識改革による経営的視点に立った仕事の簡素化・効率化など、組織の生産性の向上を高めるための努力を続け、仕事のやり方や仕組みを改革・改善していくことが必要です。

また、行政サービスのあり方を見直し、民間の強みや柔軟性を活用した行政サービスの質の向上と効率化を図る必要もあります。

地方分権がますます進展する中、地域での課題は、基礎自治体自らが責任をもって解決を図ることが求められていることから、今後の行政改革を着実に実行するため、「第4次能登町行政改革大綱」を策定するものです。

第2 これまでの取り組み

本町においては、平成18年3月に第1次能登町行政改革大綱、平成22年3月に第2次能登町行政改革大綱、平成27年3月に第3次能登町行政改革大綱を策定し、社会経済情勢等の変遷を踏まえながら見直しを行ってきました。

第1次能登町行政改革大綱からの取り組みは、平成18年度からの3か年に実施した財政集中改革期間による財政の健全化のほか、組織機構の再編、定員管理の適正化などに取り組んできました。第3次能登町行政改革大綱からは、町民満足度の向上を柱とし、これまで実施してきた改革を維持しつつ、質の改革に取り組み、より良い行政サービスの向上に取り組んできたところです。

第3次能登町行政改革大綱・実施計画<平成27年度～令和元年度>

・改革項目の取り組み(32項目)

- S：計画完了した (3項目)
- A：計画どおり (23項目)
- B：概ね計画どおり (2項目)
- C：計画を下回った (3項目)
- D：計画を中止した (1項目)
- E：計画を変更した (0項目)

【財政効果額】

983,534千円
※5年間累計

第3次能登町行政改革大綱の取り組み体系

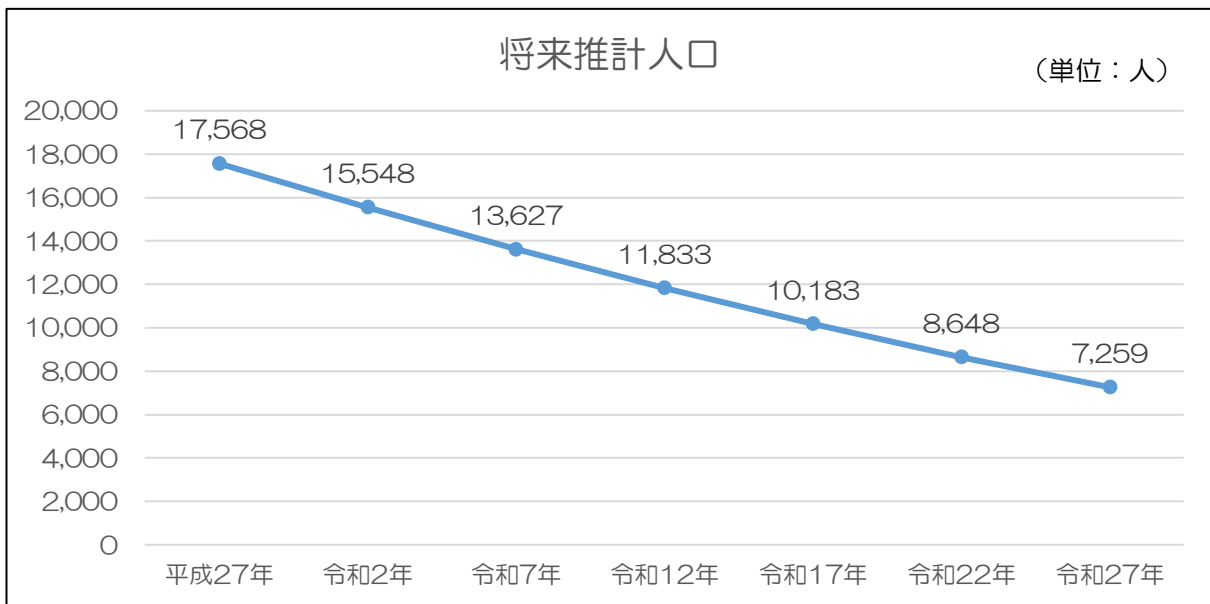
- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------|
| 1. 行政サービスの向上 | ①町民サービスの向上
②電子サービスの充実
③職員の資質の向上 |
| 2. 事務事業の改善・効率化 | ①計画的な行政の推進
②効率的な事務事業の推進
③組織体制の適正配置
④公共施設の適正管理 |
| 3. 収入確保・健全な財政運営 | ①計画的な財政運営の推進
②財源確保対策の推進
③遊休財産の有効活用と適正配置 |

第3 現状と課題

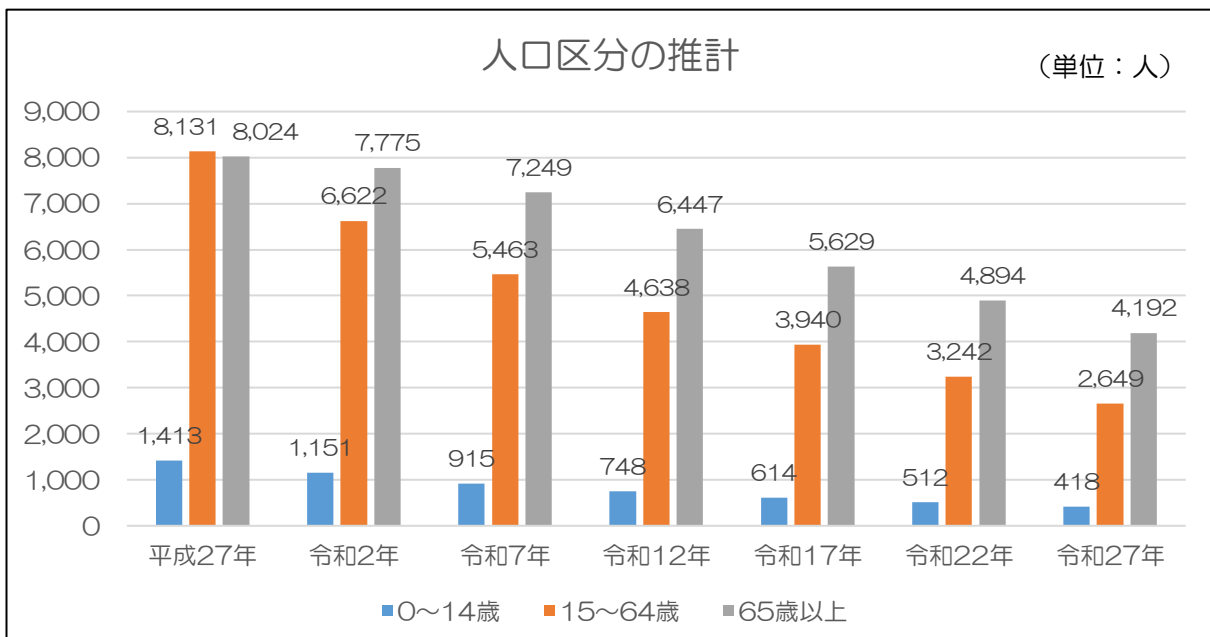
1 少子高齢化・人口減少に関する課題

本町の総人口は、平成31年4月1日現在17,194人で、平成17年4月1日現在（23,636人）と比較すると6,442人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所によると、25年後の令和27年には、7,259人まで減少すると推計され、少子高齢化及び人口減少対策を早急に講ずる必要があります。



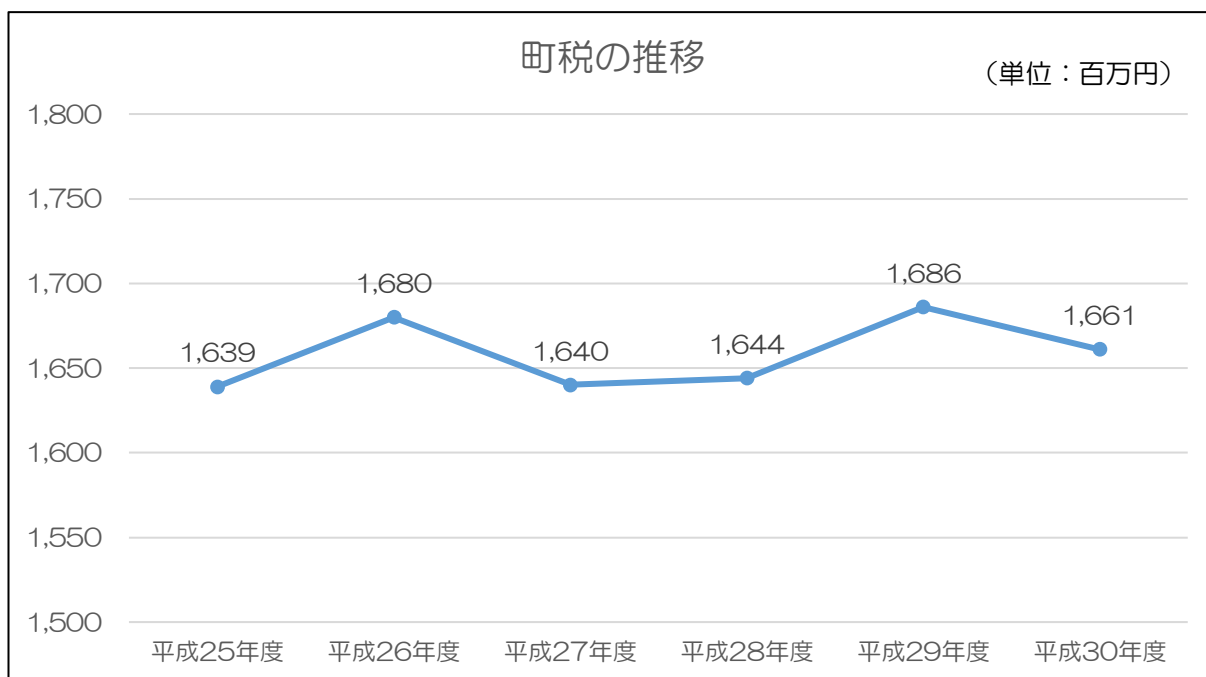
参考：国立社会保障・人口問題研究所（平成27年は、国勢調査結果）



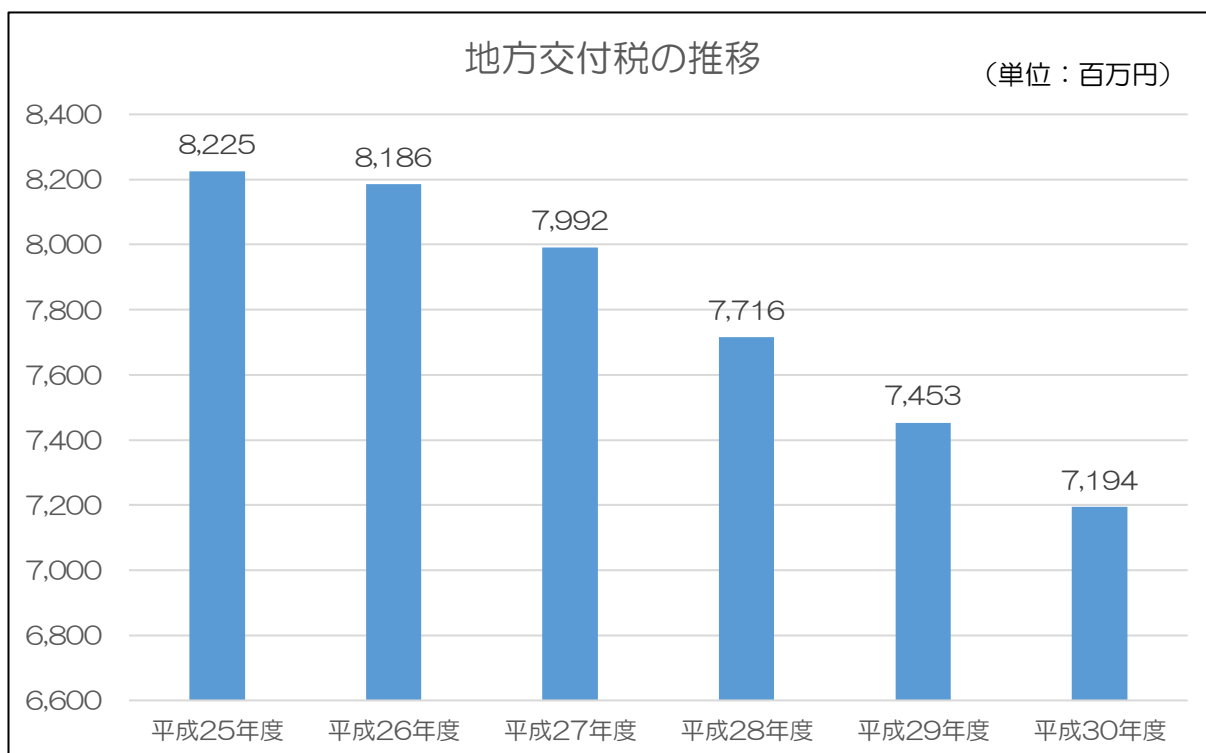
参考：国立社会保障・人口問題研究所（平成27年は、国勢調査結果）

2 健全な財政運営に関する課題

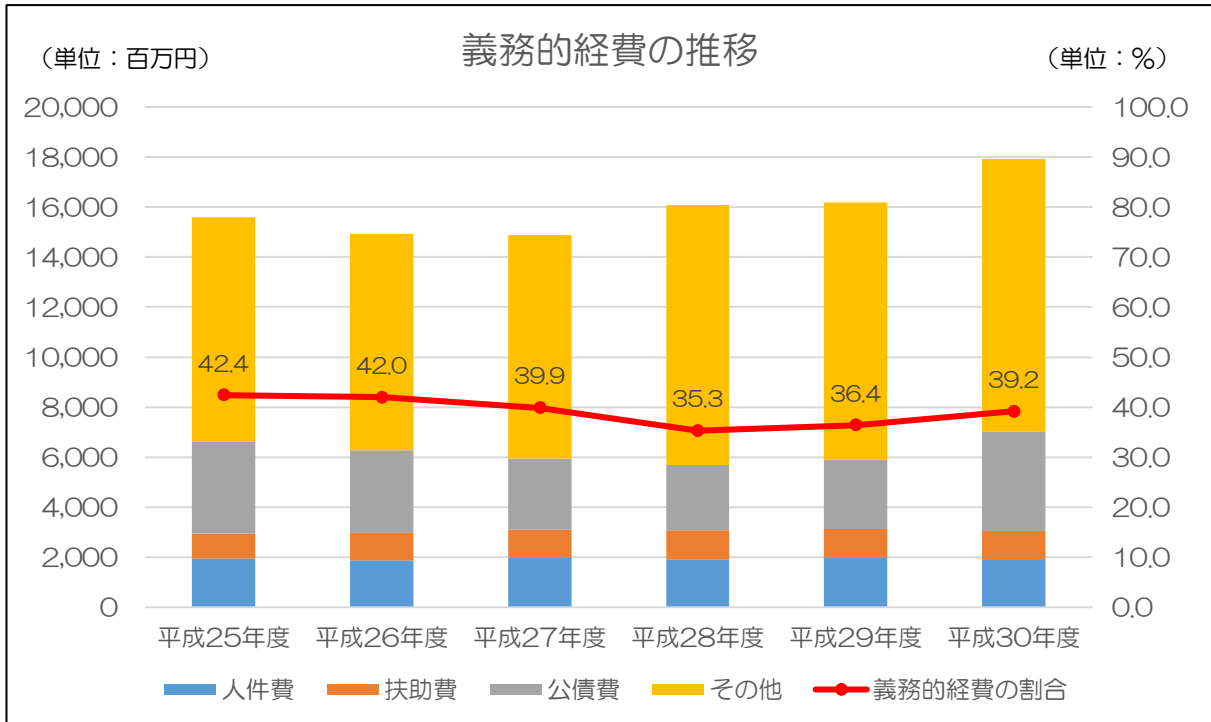
町の財政状況は、歳入では自主財源である町税は、生産年齢人口が減少することに伴う町税の減少が予想されます。



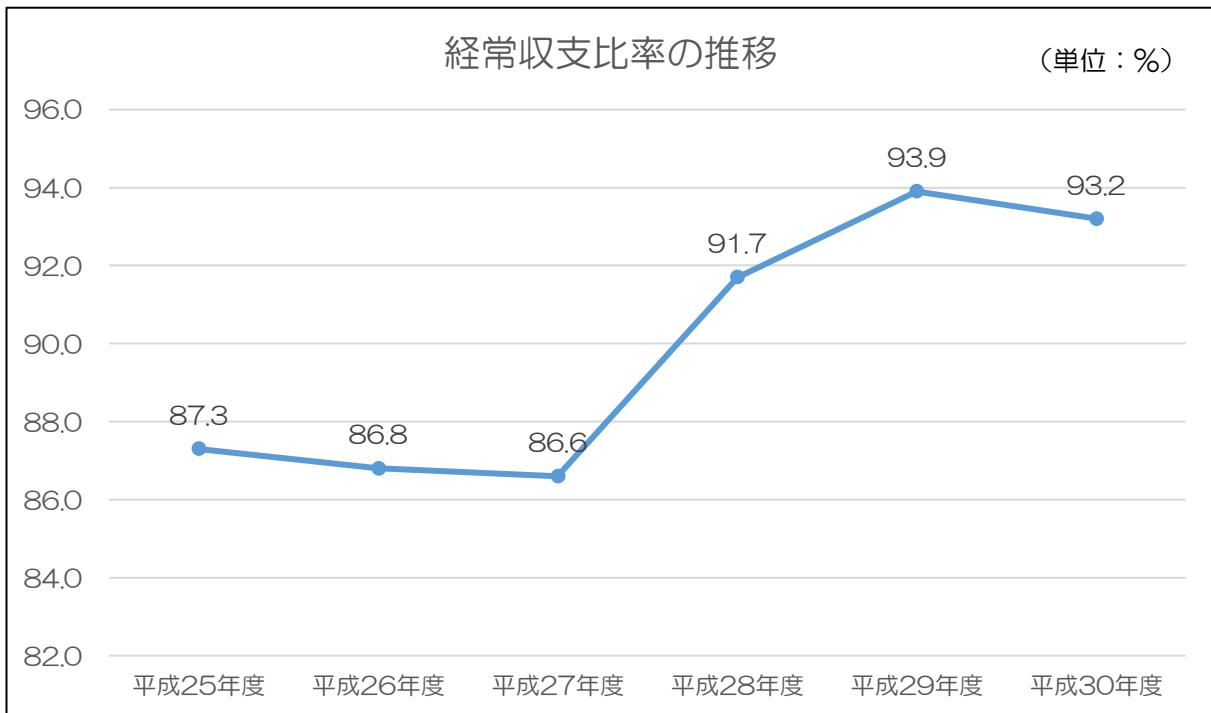
町の歳入の多くを占める国から配分される地方交付税は、合併による特例措置が終了したことから、段階的に減少しています。



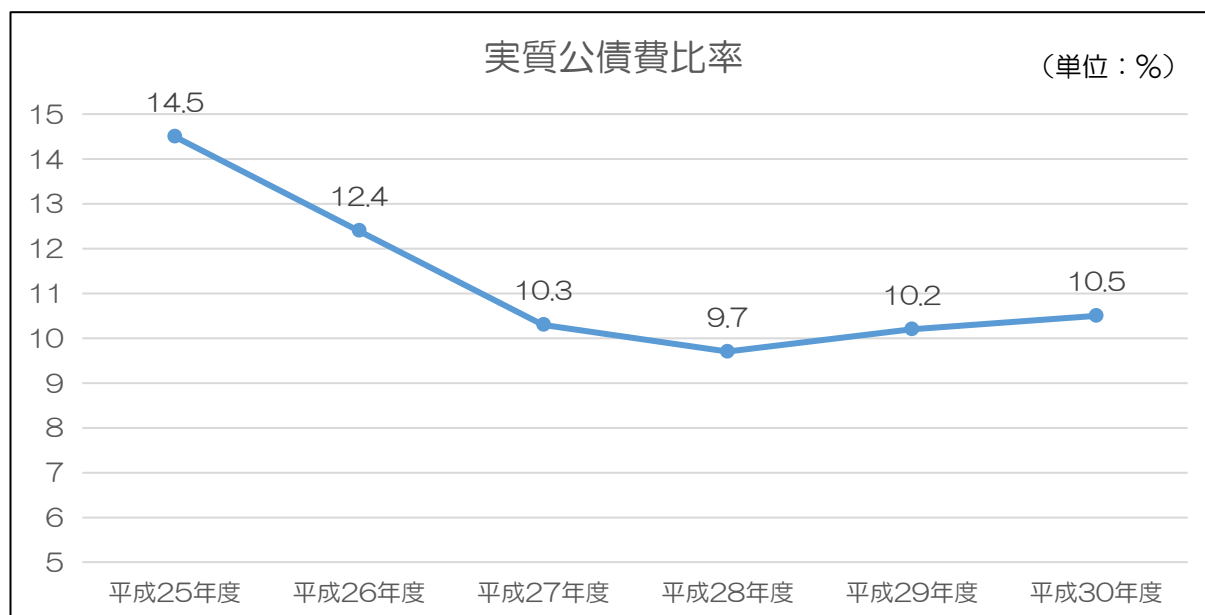
歳出では、社会保障関係経費である扶助費のほか、公債費、人件費などの義務的経費が歳出の大きな割合を占めています。



安定した財政運営を推進するための指標として、財政構造の弾力性を測る経常収支比率があり、一般的に80%を超えると弾力性が失われつつあると言われています。近年は、社会保障費の増大によって全国的に増加傾向にあり、全国平均は90%以上となっており、本町でも90%前後に推移しています。



地方公共団体の財政状況の健全度をみる指標として、実質公債費比率があり、地方公共団体の収入に対する負債返済の割合で過去3年間の平均点を使用して示されます。この比率が18%以上になると、地方債を発行するときに県の許可が必要となり、25%以上になると単独事業のために地方債を発行することができなくなります。



3 サービス向上に関する課題

少子高齢化が顕著に進む本町では、今後、より高齢者にも優しい行政サービスを進めていくことが必要です。町民に最も身近である行政サービスの窓口では、戸籍、住民票、税、年金など、行わなければならない手続が多岐にわたるうえ、必要な手続の書類も異なるため、複雑化しています。

さらに、地方分権の進展に伴い、国・県からの権限委譲や町民ニーズの多様化など、行政に求められるサービスも複雑・多様化してきています。

現在は、行政サービスを向上させるために1つの窓口で複数の手続ができるワンストップサービスを実施していますが、一部は別の部署の窓口に行く必要もあることから、来庁する町民の立場で考えた行政運営をするために、より一層のサービスの向上を推進していく必要があります。

第4 取り組みの方向性

1 計画の位置付け

この大綱は、能登町第2次総合計画に掲げる将来像の実現のため、効率的かつ効果的な施策や事業の実施に向け、能登町が取り組むべき改革の基本的な考え方を明確にするものです。

2 基本目標・基本方針

能登町が特色あるまちづくりを実現していくために、第4次行政改革大綱は、これまでの量的な改革に質的な改革を加え、町民協働のまちづくりと持続可能な行政運営を推進します。

【基本目標】

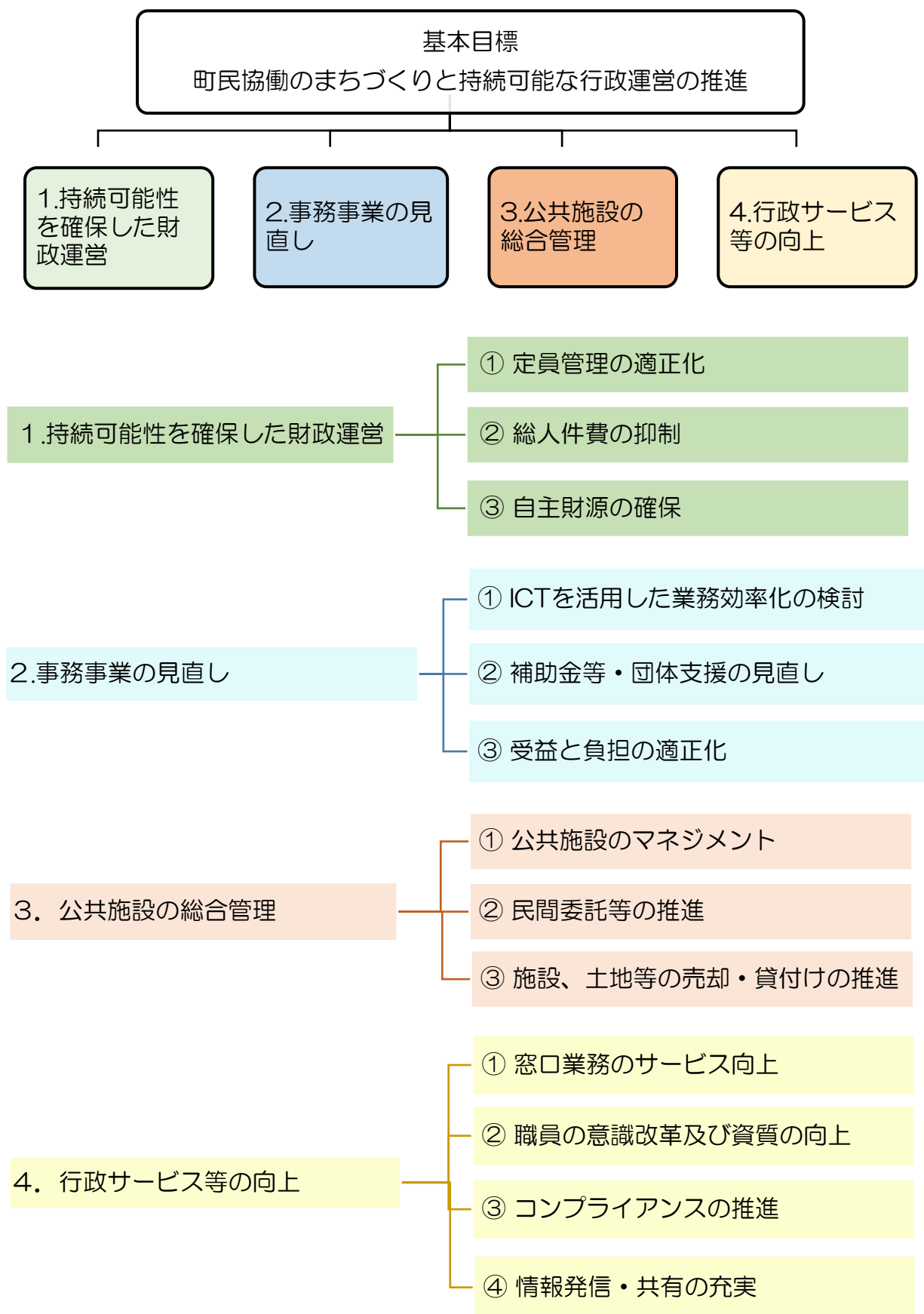
町民協働のまちづくりと持続可能な行政運営の推進

また、基本目標に方向性を持たせるため、次の方針を掲げ推進していきます。

【基本方針】

- 1 持続可能性を確保した財政運営
- 2 事務事業の見直し
- 3 公共施設の総合管理
- 4 行政サービス等の向上

基本方針・基本目標の体系図



3 推進事項

基本方針1 持続可能性を確保した財政運営

平成18年から行政改革に取り組んでいますが、今後の少子高齢化、人口減少により、町税の減少が懸念され厳しい財政状況になる可能性があります。

そのため、限られた財源の中で、簡素で効率的な行政経営を行うため、職員の定員管理の適正化に努めるとともに、常に施策や事業の改善を行い行政のスリム化に努めます。さらに、町税収入などの自主財源の確保に努め持続可能性を確保した財政運営を推進します。

① 定員管理の適正化

行政サービスに必要な職員を安定的に確保する一方、今後の行政需要の動向等も勘案しながら適正な職員規模を管理するため、第4次定員適正化計画に基づいた職員の適正化に努めます。

また、令和2年度施行の会計年度任用職員の適正な人員配置のあり方を検討します。

② 総人件費の抑制

国の働き方改革により長時間労働の抑制等が示されるとともに、会計年度任用職員の任用や手当等が見直されることから、適正な配置を行い必要以上の総人件費増加につながらないように努めます。

また、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与に係る制度・水準の適正化のほか、ワーク・ライフ・バランスを推進し、ノー残業デーの導入の検討を行うなど時間外勤務の削減に努め、総人件費の抑制に努めます。

③ 自主財源の確保

ふるさと納税の活用、有料広告の活用など、積極的に収入増に取り組むとともに、町税等の徴収率向上に努めます。

基本方針2 事務事業の見直し

新たな行政課題や多様化する行政需要に対応するため、今後も各分野において事務の効率化を目的として各種ネットワークやシステムを活用するとともに、民間企業の発想手法の積極的な導入を推進し、財政負担を軽減するよう努めます。

また、主要な事業の有効性、妥当性等が低いものについては、見直しを含めて施策の選択と集中に努め、事業全般の効率化を推進します。

① ICTを活用した業務効率化の検討

職員の定員管理や厳しい財政状況の中、増加する業務や複雑化する行政課題に対応した行政事務の効率化やサービスの向上を図るため、AI、RPAなどの新しい技術の導入を検討します。

② 補助金等・団体支援の見直し

補助金は、公益性の観点から、社会情勢の変化に伴って必要性が変化したものは精査を行い、補助金を減額・廃止し、支出の適正化に努めます。

また、各種団体についても、活動内容・実績状況を見極め、自主的運営に向けた支援に努めます。

③ 受益と負担の適正化

受益者負担の原則に則り、各施設の適正な手数料、使用料などについて、行政サービスに係る原価や減免規定等の現状を検証するとともに、他自治体の状況等を参考にしながら、利用者が理解できるよう透明性の高いプロセスを経て見直しに努めます。

基本方針3 公共施設の総合管理

公共施設は、施設ごとのサービスのライフサイクルコストのバランスを見極めた適正管理が求められます。

また、今後耐用年数が過ぎた公共施設の改修・更新が集中したときは大きな財政負担となることから、計画的な平準化を図っていく必要があるため、適正管理に努めるとともに、施設内の空きスペースの有効活用を推進します。

① 公共施設のマネジメント

公共施設は、固定資産台帳も活用しながら、平成29年に策定した能登町公共施設等総合管理計画に基づき、ファシリティマネジメントを導入し、計画達成に向けた適正な進捗管理に努めます。

また、施設の現状把握のほか、将来予測等を踏まえた利活用の検討を行い、公共施設再配置計画を策定し、活用方法がない施設や老朽化等により安全性が確保できない施設については、廃止や処分等に努めます。

② 民間委託等の推進

これまでも先進事例などを参考に民間委託等の可能性について検証していますが、サービスの向上を目的とした民間委託を今後も推進するとともに、公の施設の管理運営については、指定管理者制度の効果を精査し、民間の実績を見極めながら、サービスの向上や経費の削減が図られるなど効果が上がるとされた施設については、指定管理者制度の活用を努めます。

③ 施設、土地等の売却・貸付けの推進

施設や行政財産は、町民にとって貴重な財産であり、未利用のまま保有することは、町の収入を得る機会を逸失することから、売却・貸付けを含めた利活用を積極的に進めるため、インターネット売払や広域的かつ効率的な活用を検討します。

また、公用車の適正配置に努めるとともに、導入・維持管理経費について適切かつ合理化を図れるよう努めます。

基本方針4 行政サービス等の向上

町民の価値観や生活スタイルは社会経済情勢の変化等により日々変化しており、それに伴い求められるサービスも多様化しています。このような変化に的確に対応するため、職員一人ひとりがサービスの提供者であることを意識し、業務改善に取り組むとともに、町民負担の軽減とサービスの向上、行政運営の効率化を図るよう行政手続の簡素化を推進します。

① 窓口業務のサービス向上

窓口業務全般の利便性向上や各種証明に係る交付場所の拡充など、町民が利用しやすい環境の構築に努めます。

また、庁内連携により必要な情報をやり取りすることで、一元化された窓口について検討・見直しを行い、迅速なサービスの提供に努めます。

② 職員の意識改革及び資質の向上

職員は、時代の要請に対応した行政需要に的確に対応することが求められていることから、能登町人材育成基本方針に基づき、研修制度などを通じて専門知識の習得を進めるとともに、全体の奉仕者としての職員の自覚など職員の意識改革と能力開発を図るよう努めます。

③ コンプライアンス（法令遵守）の推進

町の事業は、法令等に適合し、透明かつ公正に執行されなければなりません。今後も引き続きコンプライアンスのもと事務を執行するため、不適切な事象や不当な働きかけに適正な運用を図るため、能登町人材育成基本方針による各種研修を更に充実するよう検討します。

④ 情報発信・共有の充実

町民の納得感の醸成、行政の透明性の確保、町民の満足度の向上を図るため、広報紙、ホームページなどの複数の媒体を利用し、それぞれの利点を活かし情報発信を積極的に行います。また、ホームページを改修し、分かりやすいページで構成されたシステムの構築を検討します。

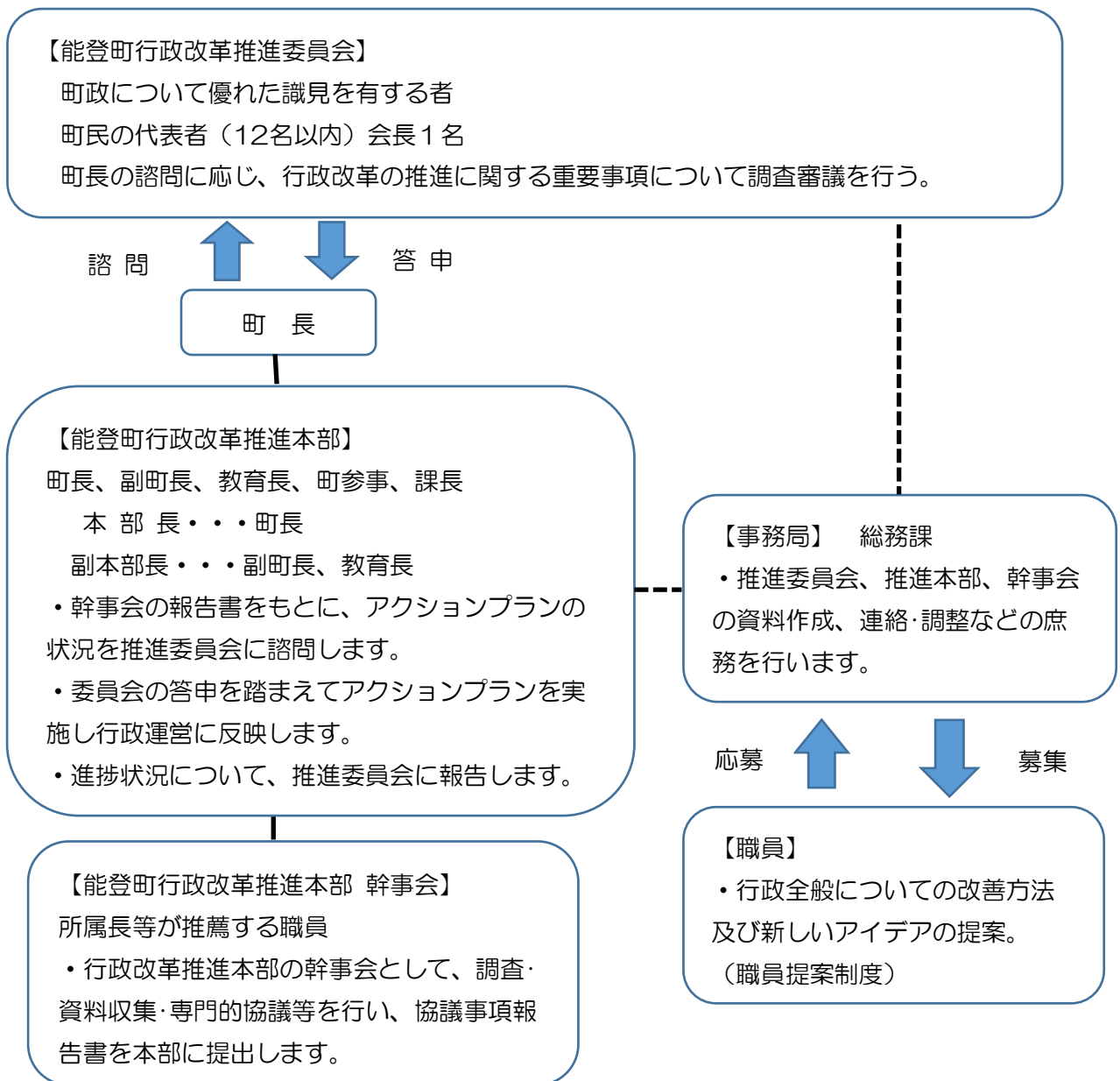
第5 推進体制と進行管理

1 推進体制

行政改革の着実な推進のため、町長を本部長とする能登町行政改革推進本部により、本大綱に掲げた4つの基本方針や取り組み内容の進捗状況や成果等を検証していきます。

また、達成状況や成果等は、優れた識見を有する者で構成する能登町行政改革推進委員会で再度検証・意見をいただき、今後の行政改革に反映することとします。

○能登町行政改革組織図



2 進行管理

本大綱を着実に実施するため、改革事項の内部評価及び外部評価を実施し、PDCAサイクルに基づく運用体制を構築します。

3 実施期間

本大綱の推進期間は、令和2年度から能登町第2次総合計画の終期である令和7年度の6年間とします。

4 情報公開

能登町行政改革推進本部が能登町行政改革推進委員会に示した改革項目等については、広報紙やホームページ等で公表します。

第6 資料編

町の行政改革に関する例規

(1) 能登町行政改革推進委員会条例

○能登町行政改革推進委員会条例

平成 17 年 3 月 1 日条例第 25 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、能登町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に依りて、能登町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(2) 能登町行政改革推進委員会設置要綱

○能登町行政改革推進委員会設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、能登町行政改革推進委員会条例（平成 17 年能登町条例第 25 号）に基づき設置する能登町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、町が行う能登町行政改革大綱の策定及び推進に対し意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 区長
- (2) 商工団体
- (3) 女性団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募に応じた者
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第 5 条 委員会に、会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を運営し、総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する委員がともにいないときは、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、職員その他関係者から意見を求めることが

できる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(3) 能登町行政改革推進本部設置要綱

○能登町行政改革推進本部設置要綱

平成 18 年 4 月 3 日告示第 28 号

(設置)

第 1 条 本町は、行政改革の推進を図るため、能登町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関する事務
- (2) 行政改革大綱の実施に関する事務

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に定める職を有する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を統括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 5 条 本部に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、推進本部業務の円滑な実施のため、次の事項について協議し本部に諮るものとする。
 - (1) 本部に付議する事項に係る企画、調査及び立案
 - (2) その他本部を補助するため必要な事務
- 3 部会長及び部会員は本部長が任命し、部会長が必要に応じて招集する。

(会議)

第 6 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第 7 条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、町職員のうちから、町長が任命する。
- 3 幹事会は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を補佐する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表（第3条関係）

町参事、議会事務局長、総務課長、企画財政課長、税務課長、住民課長、健康福祉課長、農林水産課長、建設水道課長、ふるさと振興課長、宇出津総合病院事務局長、会計課長、教育委員会事務局長